

保科中将の事

釈文

①

保科肥後守由緒之事

問曰、保科肥後守殿と申たる御人の儀は、台徳院様の御子様と有之においては、御紛れ無御座候得共、御別腹故、御墓様の御手前を被思召候を以て、於親許御穩便成御誕生故、世上へも相知れ不申候由にも申候、又一説には、御母儀、肥後守殿を懐妊の内に、保科正光と申たる人の方へ再縁あられ候故、中将殿には信州高遠の於城内御出生とも申觸候、此両説慥に相知れ不申候、其許には如何被聞及候哉、答曰、故保科中将正之と申たる御人の儀は、秀忠將軍様の御息男様と申に相違は無御座御事に候、然共、其許被申候通に御墓様には唯大かたならず、御嫉妬深く御座候に付、中将殿御出生、御成長の次第共に、殊の外御穩便なる御様子と相聞へ候、去に依て世上にて委細を存知たる者も稀成由に候、我等儀は子細有之、能々承傳へ罷在事に候、まづ中将殿の御母儀と申は、後には常光院殿と申候御人の儀は、北条氏直の近士に神尾某と申者有之、小田原没落の已後、北条家の侍共、餘多御家へ被召出候に付、神尾儀も御奉公願ひの御帳面には付候得共、被召出も無之、浪人にて罷在候が、言人の娘を持候を、其頃井上主計殿の御母儀に世上に於て、台徳院様へ御乳を上げ被申たる人と申、主計殿の御母儀の事に候得ば、公儀にも御太切に被成、世上の用ひも有之、常には御城内に居住あられ候と也、此人の方へ神尾が娘を預け置候子細に依て、中将殿を被致懐胎、月も重り候に付、親許へ下り、慶長十六年五月

②

七日、平産の處に、御若子様の御事故、御墓様の御手前を別て恐入、神尾一家の者共申合、随分と沙汰なしに御養育申上候得共、次第に御成長被成御三歳に御成候ては、独りあるきを被成候に付近所あたりの者共は、右の様子をひそかに傳へ承居申候へば、天下の御若子様の御事に候へば、冥加の為に、御抱上げ見申度などとして色々の御持遊び物等を指上に付、夫をよき事に被成、ひたと門外へ御出に付、追日取沙汰と罷成神尾居所は神田白銀丁町屋の由若も御墓様へ相聞へ候に於ては、只大方の儀にては有之間敷、とかく此町中には置参らする儀は成間敷旨、神尾一家の者共相談いたし、御三歳の三月二日、幸主計頭殿方へ御姥の局宿下りあられ候を聞合、御母儀には、主計殿の奥向日頃案内の儀なれば、御うばの局の御入候處へ、直に御供被申候に付、御うばの局にも殊の外なる悦にて、主計殿を御呼候へば、早速参り、手を清め抱上げ被申、則御うばの局と内談あられ、其日登城の上、被相伺、則土井大炊頭殿と同道にて、御城より直に田安御比丘尼屋敷の内に居被申候見性院殿方へ御越の由、此人の儀は、穴山梅雪の後室にて、武田信玄の息女にて候を、権現様御代より御念頃に被遊、武州の内、大真木と申所にて知行六百石被下置候と也、右見性院殿方へ兩人衆を以て御内意有之、翌日三日、主計頭殿宅より直に田安へ御引移り、當分の儀は、武田幸松殿と申、見性院殿御養子分也、去に依て、其年の五月節句ののほりなどにも、上には葵の御紋、下には武田菱を付候様にと、見性院殿差図被有候となり

③

其頃御家へ被召出候甲州衆餘多有之、何れも見性院殿へ御機嫌伺として被參候、中にも保科

肥後守正光と申たる人の儀は、取分見性院殿儀

を大節(切)に被致候を以て、或時見性院殿、肥後守殿へ御申候は、

定て其許にも御聞及びの儀も可有候、我等方に

大切なる御人を三四年已来より預り居申事に候、

御息才(災)には御成人候へとも、高きも賤きも武士の

子の七才より上のそだちは大事の事に候處に、我等

方女中共計の中に置まいらせ候ては、御そだちの程

いかがと是のみ我等の苦勞に成候に付、其許へ預け置まいらすべき候間、武

士の道をも御心付候様に被成給り候へかすと有ければ、

肥後守殿被申候は、成程安き御事には候へ共、大切なる若

子様の御事に候へば、其元様よりの御頼と計にては如何

と有ければ、見性院殿御聞、尤の儀に候間、其段においては我等

能様に取計可申との儀にて、其後見性院殿方へ、大炊

殿、主計殿を被招、委細被申談候得ば、両人衆御申候は、

我等共の心得ばかりにては不罷成候間、折を以て相伺

可申との儀にて被歸候が、其後御前へ被申上、相濟候と也、

其以後、大炊頭殿宅へ肥後守殿を被呼、主計頭殿列座にて

被申候は、幸松殿御事、其元へ御預け被成候間、於高

遠御成長あられ候様にと被思召候旨被仰渡候に付、

肥後守殿には高遠城内三の丸へ御部屋を普請被

申付、幸松殿七歳の御時、御母子様共に御引越被成候、

尤肥後守殿にも一ヶ月の内五六度程宛、定りて御見

廻に被參候由、其節、五度に一度も御母公へも対面あ

られ候事も有之候と也、右の次第に候へば、中將殿

懐妊の内、再嫁あられ候などと有之世間沙汰は大き

なる虚説に候なり、又問曰、幸松殿公辺御勤有之

④

候は如何様なる御首尾を以ての儀に候哉、**答曰**

其節の儀は駿河大納言忠長卿御繁昌にて御入に付、

何とぞ幸松殿御広めの儀は御取持被下度旨、肥後

守殿御願被申に付、然ば先御対面可被成との儀に付、肥後守

殿には幸松殿を駿府へ御同道被申候處に、忠長卿

御対面の上、御相伴にて御饗応有之、其上馬・鷹・時服・

白銀等、御音物の上に、葵の御紋付候御小袖御手に

もたせ、此小袖は権現様の御召被遊候呉服に候、

其元儀も追付目出度御紋等をも御免あられ候

様にと祝候て遣候との仰にて、御手づから幸松殿へ

御渡被成候と也、然共御名乗の儀、埒明兼候處に

寛永六年六月に至り、初て御目見被仰付、同八年

十月七日、肥後守正光被致死去候處に、六日目十二日に

至り、保科民部を初め、家老役の者五人を、酒井

雅楽頭殿御宅へ被召呼、土井大炊頭殿列座にて

高遠の城地の儀、幸松丸へ被下置の旨被仰渡、

同十八日幸松殿登城、五人の家老共儀も御目見

被仰付、同廿日幸松殿元服あられ、同廿八日被為召被任

肥後守に、御腰物拜領被仰付、先肥後守死去の後、廿日

斗の内に、右の通被仰付と有之は、別儀にあらず、

幸松殿儀七歳の御時、保科正光へ御預け、於

信州高遠、御成長あられ候を以て、世上にては保

科の家へ養子に被下置候様に相心得可罷在かと、思召

を以て、故肥後守忌服を、幸松殿へ御つけ被成ざる

様にと有之ての御事に候由也、又問曰、幸松殿御事は

故肥後守殿被致死去候節、忌服を御請無之上は、御実

父 台徳院様御他界の節の御忌服に於ては

⑤

御請なくては不相叶儀に候處に、増上寺御廟參御普請の御手傳被仰付、其御普請中、四月十七日の儀は、権現様の御十七回忌に御當り被遊候を以て、御普(譜)代大名方同前に、肥後守殿にも參拜の御暇御申上、日光へ御越の由、彼御山の儀は殊の外なる忌服御改めの場所にも有之候處に、肥後守殿御拜礼と有之候段は、一圓相心得難き儀共に候、其許には如何被聞及候哉、**答曰**、肥後守殿御事、台徳院様の御子様と

於有之は御紛れも無御座候得共、未御連枝の御廣めの被仰出も無之候に付、御譜代大名衆並に日光御宮拜參の御願ひ御申上候處に、早速御暇被下候處、五月に至り發足あられ、日光今市の旅宿迄御越候處に、江戸表より宿繼の飛脚到来、御老中方より奉書を以て、其許儀は重服の儀に候へば、登山無用に仕、早々罷歸候様にと有之に付、北条采女と申家老を名代にて御太刀献上有之、江戸へ帰宅あられ候となり、是より已後肥後守殿儀を、世上に於ても目を付かへ崇敬いたし、定て近き内に御連枝の御廣めなどを可被仰出哉と取沙汰仕候處に、

其沙汰は無之、寛永十三年に至り、鳥居左京亮殿死去の跡、羽州最上の城地上ヶ候節、十七万石の御加増にて、都合二拾万石に被遊、所替被仰付候節、土井大炊頭殿を被為召、今度肥後守最上へ引移候に、俄大名の儀なれば、人に事を欠べき間、心を添遣し候様にと上意に付、最上城請取の節、大炊殿の侍・足輕、長柄の者以下数輩加勢有之、最上の城門所々の番を勤居申内に、鳥居家を浪人仕たる侍・足輕等迄も肥後守殿へ召抱給ひ、高遠より家中の

⑥

者も引越候、已後、大炊頭殿家頼共罷歸候節、諸番所に飾置候武具等の儀においては其俣差置歸候様にと大炊頭皆々申付候由、頭役の者共申に付、其通りに留置れ、只今に至り、水車の紋所付候兵具、會津城中に有之候と也、夫より六、七年も過候て、加藤式部少輔殿身上果候節、肥後守殿儀、御加増三万石并南山五万石余の所、私領同前に仕置等申付候様にとの儀にて御預け、都合二十八万石の知行高被仰付、會津へ被遣候得共、御連枝の御廣めとては被仰出も無御座候は、駿河殿に深々御こ(懲)り被遊候との御事故と、其時代専ら下説には申觸候と也、或時堀田

加賀守殿、肥後守殿へ御申候は、此間私へ上意被遊候らば、保科の家へ相傳りたる諸色の儀は、もはや肥後守方へ指置候ても不入事に候間、保科弾正方へ遣し候へかしの御事に候、左様に被成可然と有之候へば、肥後守御申候は、左様の上意にも有之候へば、無残弾正方へ可遣候、去ながら権現様より先祖弾正左衛門へ被下置候御判物の儀は、手前に指置申度儀に候と有之候へば、加賀守殿御聞候て、左様の物共に(も)不残被遣御尤に候との儀に付、保科家傳來物共は悉く取集め、北条采女を以て、弾正殿方へ御送り候へば、弾正殿にも殊の外成御悦にて、使者に罷越候采女へも腰物など給り候と也、此儀、世上へも相聞候を以て、扱は近き内に御廣め杯も可被仰出哉と沙汰仕候由に候へ共、其儀も無御座候と也、**同問曰**、大猷院様御代にこそ御廣め御延引被遊候とも、嚴有院様御代に至り候ては、正敷御叔父様の御事にも有之候へば、御一門の廣め等をも可被仰出儀に御座候處に、終に左様の

⑦

御沙汰も無御座候は、何とぞ子細杯も有之たる儀に候哉、答曰、我等承及び候は、大猷院様御事、慶安四年四月廿日御他界被遊候少し前、堀田加賀守殿を以て、肥後守殿を御寢所へ被為召、肥後守殿御手を御握り被遊、大納言事を頼ぞと上意被遊候に付、肥後守殿被承、私斯て罷在候上は御心安可被思召旨、御請被申上候へば、手を御放し被遊候に付、肥後守殿には十方にけれ御入候處に、加賀守殿御後の方より、しきりに手を御ふり候に付、御前を退出あられ、御表へ出られ候、其時、肥後守殿の顔付(色)を列座の衆中、被及見候て、扱は御太切の御容躰と各心付被申候処に、夫より間もなく、加賀守殿御出あられ、只今御他界被遊候旨御廣め有之候て其儘肥後守殿には西の御丸へ登城あられ、夫より晝夜三日が間、帰宅無之候処に、大納言様より上意の旨にて、此間打続相詰罷在候由、大儀に被思召候、罷帰り休足いたし候様にと、松平和泉守殿を以て被仰出候に付、帰宅あられ候と也、扱宅に於て家来添嶋武左衛門と申大納戸役の者を御呼有之、先年駿河大納言殿より被下候権現様御召の御小袖を取出し、持参仕候様にと有之に付、持参候處頂戴あられ、此御小袖を細工人に申付、具足の下着に仕立させ可申候、残る切れ、中綿の餘り杯をば灰にいたし、其方品川沖へ被持行、海へ流し候様に御申候と也、爰を以て考候へば、右の御遺言に付、最早御連枝御廣めの儀も思ひ絶、是を(迄)と御覚悟あられ、其身を人臣の場に御差置、御奉公を專一との

⑧

御事に候哉と、家中に於ても心有者共は申合候と也、去に依て数十年が間、天下の大政、大勢に心身を勞せられ、老年の以後、病氣を以て職を被辞、御息へ家督を譲り給ふ、一首の古歌を自筆に書調へ、筑前守殿へ御渡しあられ候と也

身は老ぬ 行末遠く つかへよと 子をおもふ道も 君を社思こぞふ
右筑前守殿には早世あられ、當肥後守殿家督の以後常憲院様御代に至り候て、故中将殿儀出生以後七歳迄の儀は、御當地田安に於て御成長あられ、肥後守正光死去の砌は、台徳院様の上意を以て幸松殿へ忌服を御懸不被遊、台徳院様御他界の節は、大猷院様の思召を以て御忌服を御勤あられ候様にと被仰出候次第など、子細有之、委(悉)く達上聞候を以て御称号、御紋等をも御免被遊御家門に被仰付候となり